

船舶事故調査報告書

平成26年9月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 乗組員死亡 |
| 発生日時 | 平成26年2月11日 10時20分ごろ |
| 発生場所 | 岡山県倉敷市水島港 水島港西1号防波堤灯台から真方位006° 1.4海里付近 (概位 北緯34° 29.5′ 東経133° 44.2′) |
| 事故調査の経過 | 平成26年3月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 作業船 ふじ、12トン 260-18190岡山、砂田船舶株式会社 13.00m×3.78m×1.70m、FRP ディーゼル機関、367.75kW、昭和59年3月 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 女性 26歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成25年3月1日 免許証交付日 平成25年3月1日 (平成30年2月28日まで有効) 甲板員 男性 71歳 |
| 死傷者等 | 死亡 1人（甲板員） |
| 損傷 | なし |
| 事故の経過 | 本船は、船長及び甲板員が乗り組み、救命筏 ^{いかだ} 整備業者2人を同乗させ、水島港のJFE岸壁（以下「本件岸壁」という。）に左舷着けしていたパナマ共和国船籍のばら積貨物船（以下「A船」という。）の船尾に設けられたクレーンにより、‘本船船尾に載せられた救命筏3個をA船に移す作業’（以下「本件作業」という。）を行うため、A船の右舷船尾付近に着き、船首を東方に向けて漂泊し、救命筏整備業者2人をA船に移乗させた後、A船の右舷側から約10mの距離を取って平成26年2月11日10時15分ごろ本件作業を開始した。 船長は、操舵室後部入口のドアを開け、時折、後方の様子を見ながら、機関を前進、後進に適宜使用し、手動操舵で操船を行ったが、北西風及び南東方向に向かう潮流により、本船をA船のクレーン付近に位置させることが困難となった。 |

| | |
|---------------|---|
| | <p>右舷船尾甲板で本件作業を行っていた甲板員は、1個目の救命筏をクレーンで吊り上げる作業中、本船が移動したため、A船の操舵手（以下「操舵手A」という。）にクレーン停止の合図を行い、操舵手Aがクレーン操作を行っていたA船の甲板長（以下「甲板長A」という。）にクレーン停止の合図を行った。</p> <p>甲板員は、船長に機関を後進にするように合図を送り、船長が機関を後進にしたものの、本船が風潮流によって東方に流される状況となり、救命筏から手を離さず、救命筏を支えていたところ、10時20分ごろ本船の船尾中央付近から海に転落した。</p> <p>船長は、操船に集中し、甲板員の落水を見ていなかったが、甲板員の叫び声を聞いて船尾に移動したところ、海面上に甲板員を発見した。</p> <p>船長は、A船の乗組員が甲板員に向けてロープ付き浮輪3個を投げ入れたが、甲板員は掴むことができなかつたので、本船にあったロープを投げ入れたが、甲板員はこれも掴むことができないでいたところ、甲板員がうつ伏せで海面に浮いた状態となったことから、救助のために海へ飛び込んだ。</p> <p>船長は、甲板員を本件岸壁まで引き寄せ、A船の乗組員が甲板員を同岸壁に引き揚げた。</p> <p>船長は甲板員に人工呼吸を行い、その後、甲板員は、救急車で病院に搬送されたが、12日05時41分ごろ医師に死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p> |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、潮流 南東流約1～2ノット</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>本船の主な用途は、パイロットボートであり、船首喫水は約0.5m、船尾喫水は約0.8mであった。</p> <p>本船には、スラスタはなかった。</p> <p>船長は、本事故前、本件作業と同様の作業を3回ぐらい行ったことがあり、本事故発生場所付近での作業経験もあったが、A船での作業は、本事故時が初めてであった。</p> <p>船長と甲板員は、本件作業を行う前、打合せを行っていた。</p> <p>船長は、甲板員とは本件作業と同じような作業を行ったことはなかったが、巨大船の本航路でのエスコートを行う総トン数36トンの船舶に雇い入れされており、同船に機関長として雇い入れされていた甲板員とは気心は知れていた。</p> <p>救命筏は、細索でくくった状態で本船に積み込まれ、あらかじめ救命筏の2か所にフックが掛けられており、クレーンで吊り上げるだけの状態であった。</p> <p>A船は、揚げ荷役を行っており、満載の状態ではなかった。</p> <p>A船で本件作業を行っていたのは、甲板長A及び操舵手Aの2人で</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>あった。</p> <p>本事故発生場所付近の海面水温は、約10℃であった。</p> <p>甲板員は、救命胴衣を着用していなかった。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>甲板員の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、水島港の本件岸壁に着岸しているA船のクレーンで救命筏を漂泊して吊り上げ中、風潮流に圧流されたことから、本船の船尾甲板で救命筏を支えていた甲板員が、落水し、死亡するに至ったものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、水島港の本件岸壁に着岸しているA船のクレーンで救命筏を漂泊して吊り上げ中、風潮流に圧流されたため、本船の船尾甲板で救命筏を支えていた甲板員が落水したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣等の着用に努めるとともに、適切な着用を心掛けること。 |